

食器取扱事業者募集要領

1. 募集の内容

- (1) 別途公募する再生利用事業者（食品廃棄物の堆肥化等の再生利用を行っている事業者）において実施する堆肥化試験（以下、本試験）に使用する食品廃棄物と併せて堆肥化処理することができる食器（以下、堆肥化可能な食器）を無償提供いただける食器取扱事業者を募集します。
- (2) 本試験は、再生利用事業者 1 社につき、3 (1) で示す食器のうち、食品容器で 5,000~10,000 個程度必要と想定しており、最終的に食品廃棄物の容量と試験を行う食器の比率で必要個数を判断します。そのため、飲料容器やカトラリー類に関してはさらに必要個数が増える可能性があります（大きさにもよりますが、カトラリー類は食品容器の倍以上の個数が必要になります）。試験に必要な個数は再生利用事業者の参加が決まり次第、協議します。
注）カトラリー類に関しては同素材であればフォーク、スプーン、ナイフの合わせた数で可とし、数量は均等とします。
- (3) 再生利用事業者 1 社に対し一度の試験のみとします。一度の試験で、複数種の堆肥化可能な食器を同時に試験することも可能です。ただし、試験結果が思わしくなく、再生利用事業者での堆肥化処理が不可となり、再生利用事業者の判断においてどの食器が処理可で、どの食器が処理不可か判別困難な場合、試験に用いた複数種の食器全ての処理が不可になる可能性があります。
- (4) 試験開始後に、自然災害や諸般の事情により試験が中断・中止された場合は、食器の返却や補償、送料の返却対応などはできかねます。
- (5) 本試験は 2024 年 10 月までに終了する予定です。堆肥化可能な食器の取扱事業者の応募が多数の場合、再生利用事業者の試験スペースなどが限られ、試験の順番待ちや、期間内に全ての応募者の試験の実施ができない可能性があります。その場合、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）が、堆肥化の可能性、日本国内における動向等を考慮し、試験の参加可否、順番、試験方法などを提出資料の内容から判断します。
- (6) 試験の参加可否に関して博覧会協会からの連絡後、一か月を目安に試験に使用する食器を準備してください。準備に時間を要する場合、試験への参加が不可になる場合があります。
- (7) 試験の開始に際して、応募した事業者名（コンソーシアムの場合は全ての事業者名）、商品名等を公表します。また、試験終了後の結果も公表します。

2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者によるコンソーシアムであること。なお、コンソーシアムで参加する者にあつては、構成員全員が（1）～（5）に該当すること。単独

で応募している場合、コンソーシアムの構成員になることはできません。また、2以上のコンソーシアムの構成員となることもできません。グループ企業、関連企業、親子関係にある2事業者以上が個別に、単独およびコンソーシアムで応募すること、別のコンソーシアムとして応募することはできかねます。また、原則として、本試験で使用する堆肥化可能な食器の製造者（以下、食器製造事業者）が参加すること。ただし、食器製造事業者の参加が難しい場合は、代理申請書を提出してください。その際、食器製造事業者より代理申請書の別紙を提出する場合、該者が取り扱う商品の依頼先は1社のみとします。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 本試験で使用する堆肥化可能な食器の製造者または販売者であること。
- (6) 本試験に参加する再生利用事業者が複数ある場合、全ての再生利用事業者の試験に参加すること。
- (7) 本試験に使用する堆肥化可能な食器を、博覧会協会が指定する数量を指定する期間内に準備できること。
- (8) 本要領に記載した必要な提出資料を提出すること。

3. 本試験で使用する食器に関して

- (1) 食器の分類として、食品容器、飲料容器、カトラリー類とします。
- (2) 本試験におけるカトラリー類はスプーン、フォーク、ナイフとします。
- (3) 本試験では大阪・関西万博会場内における収集運搬等を適切に行うことを想定し、生分解性プラスチックの食器類に関して試験を行います。
- (4) 一事業者（一コンソーシアム）で複数種の食器を同時に試験する場合、食品廃棄物の割合を同程度にした数量をそれぞれ必要とする方針です。詳細は別途協議となります。
- (5) 本試験に使用する食器は全て無償提供いただき、博覧会協会が指定する場所へ送付いただきます。（送料は発送者負担）
- (6) 送付の際、個別包装は全て外した状態で送付してください。
- (7) 大阪・関西万博会場で堆肥化可能な食器として使用することができ、かつ協会が堆肥化処理を取り纏めて行うものに関しては、処理委託先が決定次第、本試験の結果とは別に

公表等をする予定です。

4. 持続可能性への配慮

博覧会協会では、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくこととしています。このため、堆肥化試験にご協力いただく食器取扱事業者においても、博覧会協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容の理解に努め、「チェックシート」（持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票）を提出していただくなど、これを遵守していただくようお願いします。

5. 申込方法

本募集に係る堆肥化試験参加の手続き等については以下のとおりとします。

(1) 応募受付期間

2024年5月8日（水）17時まで

提出資料（2）のカタログやパンフレットに関しては、当該資料の情報が記載された URL があればそちらをメール本文に記載し（該当箇所を分かるように示すこと）、その他提出資料は PDF データに変換し、次のメールアドレスに送付してください。

【送付先】

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 企画局持続可能性部資源循環課

電子メール：shigenjuncan@expo2025.or.jp

※添付ファイルの容量が大きい場合は、複数に分けて送付してください。

(2) 提出書類の提供方法

博覧会協会ホームページから各自ダウンロードしてください。

(3) 本試験の公募に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

2024年4月16日（火）17時まで

イ 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025年日本国際博覧会 堆肥化可能な食器の試験の公募」と明記し、質問内容を「質問票」（様式8）に記載したファイルを添付し提出してください

送付先：shigenjuncan@expo2025.or.jp

添付するファイル名は参加者申込名称と保存した日付を明記ください。

※記入例

「質問票_堆肥化可能な食器の試験公募_●●（●●には企業・団体名）_202404〇〇
（〇〇は送付日）」

ウ 質問者への回答

メールにて個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、博覧会協会ホームページに掲載します。

6. 提出資料

- (1) 応募申込書（食器取扱事業者用）（様式1）
- (2) 試験に使用する堆肥化可能な食器のカタログやパンフレット
- (3) 試験に使用する堆肥化可能な食器の販売実績、販売資料（パンフレット等でも可）、及び試験に使用する製品と同じ製造者、同素材、同厚み以下で、同程度以下の大きさの食器のその他製品類を記載した資料
- (4) 試験に使用する堆肥化可能な食器の構成成分を示すデータ（主素材、副素材などの詳細）
注）食器自体の構成成分だけでなく、添加剤や耐油剤などを使用している場合その情報も必要です。
- (5) 堆肥化可能な食器を堆肥化した実績がわかる資料（試験環境や条件が分かる情報も記載すること）、及び堆肥化した際の堆肥を分析した結果
- (6) 誓約書（食器取扱事業者用）（様式2）
- (7) 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）
- (8) 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式4）
- (9) 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式5）
- (10) 複数の事業者等での参加申込みの場合、コンソーシアム届出書（様式6）
- (11) 代理申請書（製造者がコンソーシアムとして参加が難しい場合）（様式9）

注1）暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）はコンソーシアムで参加の場合、全ての構成員が提出する必要があります。

注2）日本語以外で記載された資料は、その資料と日本語訳の両方を提出してください。

注3）必要に応じて追加資料や試験に使用する堆肥化可能な食器（実物サンプル）を提出いただく場合があります。

注4）資料は返却いたしません。提出資料は社名を伏せた上で、応募し、資格のある再生利用事業者に試験開始前の協議の段階で情報提供します。

7. 応募締切後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
2024年4月16日	質問受付締切
2024年5月8日	応募受付締切
2024年5月中旬	事業者の選定、調整等
2024年6月	堆肥化試験開始、参加する事業者の協会ホームページ公表
2024年10月	堆肥化試験終了

8. その他

- (1) 堆肥化可能な食器の構成成分データを提出いただきますが、含まれる構成成分等によっては、再生利用事業者にて受入ができず、試験に参加できない場合があります。また、本試験によって再生利用事業者にて受入可と判断された場合であっても、日本国内で使用が禁止されていない物質において、大阪・関西万博の開催までの日本国内外の状況の変化によって、大阪・関西万博では導入しないと判断する可能性があります。
- (2) 本試験に参加いただくにあたり秘密保持契約書の締結を、食器取扱事業者、再生利用事業者、博覧会協会と締結する予定です。コンソーシアムで応募した場合はその全ての構成員を対象とします。
- (3) 本試験は堆肥化可能な食器が、再生利用事業者の実環境下で実態に即した方法で適切に堆肥化できるか確認するものです。堆肥化可能な食器については、大阪・関西万博での導入を検討しています。
- (4) 本試験において再生利用事業者において処理可と判断された堆肥化可能な食器に関して、試験に使用した堆肥化可能な食器と同じ製造者、同素材、同厚み以下で、同程度以下の大きさの堆肥化可能な食器であれば、大阪・関西万博会期中は会期中の堆肥化可能な食器の処理委託先、博覧会協会と協議の上で受け入れ可能となる場合があります。その際は、その食器の構成成分データ等を博覧会協会および再生利用事業者にて提出いただきます。
- (5) 応募後、試験の参加可否に関しては別途博覧会協会から連絡します。
- (6) 本試験における食器、試験方法、試験の経過、結果等に関して、博覧会協会が設ける委員会等に情報提供する可能性があります。
- (7) 試験方法等は、本試験を準備あるいは試験をする中で変更する可能性があります。